

前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、前橋市（以下「市」という。）がクラウドファンディングによる寄附金を活用した市民活動団体への活動費等の支援を行うことで、市民活動を通じた地域社会の課題解決や魅力あるまちづくりの促進を図ることを目的とする、「前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業」（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義を次のとおり定める。

（1）市民活動団体

- ① N P O 法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）
- ② 一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）、公益社団法人、公益財団法人、労働者協同組合であること
- ③ 市民活動を行っている団体で、以下のすべての項目を満たすこと
 - ア 5人以上の構成員で組織していること
 - イ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当すること
 - ウ 組織の運営に関する定款や会則等を備えていること（総会や役員会など、組織運営の意思決定の仕組みが規定されていること）
 - エ 予算及び決算の処理を適切に行っていること
 - オ 活動内容や会計処理に関する情報が公開できるよう整理されていること

（2）市民活動

不特定かつ多数のものの利益の増進を目的に市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む、営利を目的としない活動

（3）クラウドファンディング

インターネットを通じて、目標金額、寄附金額、事業計画等を公開し、不特定多数のものから資金調達をする仕組み

（支援の方法）

第3条 活動費等の支援（以下「支援」という。）は、支援を申し込む市民活動団体に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税により市が受領した当該市民活動団体が実施する活動に対する寄附金を前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金（以下「交付金」という。）として交付することにより行うものとする。

（対象となる団体）

第4条 本事業の対象となる団体は、次の（1）及び（2）の要件を満たすものとする。

（1）第2条第1号で規定する市民活動団体

（2）以下のすべてに該当する団体

- ① 本市に主たる事務所（活動の拠点）があること
- ② 本市においておおむね1年以上の継続的な活動実績があり、そのことが事業報告書・決算書等の書類で確認できること

- ③特定非営利活動促進法別表に掲げる 20 分野、その他社会貢献を行う団体であること
- ④広く情報を公開していること
- ⑤法令違反、公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑥前橋市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団等に該当せず、それらと密接な関係を有していないこと

(交付対象事業)

第 5 条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、対象となる団体が行う市民活動であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 原則、前橋市内において実施し、主たる効果が前橋市内で生じる公益的な事業であること
- (2) 交付金の交付を受けようとする年度の 2 月末までに完結する事業であること
- (3) 特定の個人又は団体の利益となる事業でないこと
- (4) 宗教活動、政治活動、選挙活動又は営利活動を目的とした事業でないこと
- (5) 当該団体内の親睦やレクリエーションを目的とした事業でないこと
- (6) 前橋市から業務委託を受けている事業でないこと
- (7) 前橋市から補助金等の交付を受けている又は受ける予定の事業でないこと
- (8) 過去に本事業の交付を受けた団体の同一内容の事業でないこと
- (9) 上記内容のほか、市長が適切でないと認める事業でないこと

(交付対象経費)

第 6 条 交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 交付対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 団体の飲食や親睦会費
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
- (4) 交付対象事業期間外に発生した経費
- (5) 不動産及び車両（自転車を除く。）を取得するための経費
- (6) 上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める経費

(支援対象者の認定)

第 7 条 本事業の活用による支援を受けようとする市民活動団体は、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業認定申請書（様式第 1 号）（以下「認定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて定められた期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業団体概要書（様式第 2 号）
- (2) 前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施計画書（様式第 3 号の 1）
- (3) 前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業収支計画書（様式第 4 号の 1）
- (4) 定款又は会則等
- (5) 前年度事業報告書及び決算書
- (6) 前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業誓約書（様式第 5 号）
- (7) クラウドファンディングに係る寄附促進営業計画書（様式第 6 号）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出された申請書等を受理したときは、その内容について審査

し、支援の対象とすることを決定したときは前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業認定通知書（様式第7号）により、支援の対象としないことを決定したときは前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業不認定通知書（様式第8号）により、申請団体に通知するものとする。

3 支援対象事業の認定については、同一年度内に1申請団体につき1回に限る。

4 市長は、第2項の支援対象事業の決定に、必要な条件を付することができる。

（寄附の募集及び受付）

第8条 市長は、第7条第2項の規定により認定をした事業のためクラウドファンディング型ふるさと納税の募集を行う旨を、市のホームページ等により周知するものとする。

2 第7条第2項の規定による支援対象事業の認定を受けた市民活動団体（以下「事業認定団体」という。）は、寄附金の募集について、インターネット等を利用して広く周知するなど、広報活動に最大限努めなければならない。

3 寄附金の受付は、原則、第7条第2項の規定により決定した事業ごとに、市長が直接受け付けるもののほか、市長がふるさと納税ポータルサイトを利用して受付を行うものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、事業認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき

（2）虚偽の申請その他不正の行為により事業の認定を受けたとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が事業の認定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該事業認定団体に対し、その旨を通知するものとする。

（支援の辞退）

第10条 事業認定団体は、寄附金の多寡にかかわらず、認定を受けた事業を実施することを原則とするが、真にやむを得ない事情があるときは、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業支援辞退届（様式第9号）を市長に提出することで、支援を辞退できる。この場合において、市長は、当該事業認定団体に係る寄附として受領した寄附金を本市における市民活動全体の支援を目的とした事業（以下「市民活動支援事業」という。）に充当するものとする。

（交付申請）

第11条 交付金の交付を受けようとする事業認定団体は、当該交付対象事業を実施する年度の初日から当該交付対象事業を開始する前までに、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金交付申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、交付金の交付を市長に申請するものとする。ただし、認定申請時から変更がない場合、本条第1号及び第2号の添付は省略できる。

（1）前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施計画書・交付申請用（様式第3号の2）

（2）前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業収支計画書・交付申請用（様式第4号の2）

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の額)

第 1 2 条 交付金の額は、第 8 条第 3 項の規定により受け付け、市に入金のあった寄附金の額（以下「寄附額」という。）の 100 分の 80 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げた額とする。）の範囲内で、交付対象経費として支出した額とする。なお、寄附額の 100 分の 20 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）については、市民活動支援事業に充当するものとする。

(交付決定)

第 1 3 条 市長は、第 1 1 条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、交付金を交付すべきと決定したときは、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金交付決定通知書（様式第 1 1 号）により、当該申請をした事業認定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付金を交付することが不適當であると決定したときは、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金不交付決定通知書（様式第 1 2 号）により、当該申請をした事業認定団体に通知するものとする。

(交付方法)

第 1 4 条 交付金は、概算払の方法により交付するものとする。

2 第 1 3 条第 1 項の規定による交付決定を受けた事業認定団体（以下「交付対象団体」という。）は、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金請求書（様式第 1 3 号）により、交付金の交付の請求をするものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る交付金を交付するものとする。

(交付対象事業の変更又は中止)

第 1 5 条 交付対象団体は、事業を変更し又は中止しようとするときは、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業変更・中止承認申請書（様式第 1 4 号）を市長に提出するものとする。ただし、変更前の事業の達成に何ら支障のない軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適當と認めたときは、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業変更・中止承認通知書（様式第 1 5 号）により、不適當と認めたときは、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業変更・中止不承認通知書（様式第 1 6 号）により、申請団体に通知するものとする。

3 事業の変更又は中止に伴い、交付金額が最終的な交付対象経費を上回るなど、第 1 4 条第 1 項の規定により概算払いで交付した交付金に余剰が生じた場合、交付対象団体はこれを戻入し、精算を行う。

(実績報告)

第 1 6 条 交付対象団体は、交付対象事業が完了したときは、当該交付対象事業が完了した日の翌日から 1 か月以内又は、事業実施年度末までに、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実績報告書（様式第 1 6 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業実施報告書（様式第 17 号）
- (2) 前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業収支報告書（様式第 18 号）
- (3) 交付対象経費の支出が確認できるもの（領収書の写し等）
- (4) 交付対象事業の活動状況が確認できるもの（写真、パンフレット、チラシ等）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件、並びに関連資料に適合するものであるか確認を行い、前橋市クラウドファンディングによる市民活動支援事業交付金確定通知書（様式第 19 号）により確定するものとする。この場合において、交付金額が最終的な交付対象経費を上回るなど、第 14 条第 1 項の規定により概算払いで交付した交付金に余剰が生じた場合、交付対象団体はこれを戻入し、精算を行う。

（報告、調査等）

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象事業の実施について状況報告書の提出を求め、又は交付金に係る関係書類を調査することができる。

（交付金の交付決定の取消し及び返還）

第 18 条 市長は、交付対象団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部又は一部の取り消し、又は既に交付されている交付金の全額若しくは一部を、期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき
- (2) 交付金の交付対象決定及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 交付金をその目的以外の目的に使用したとき
- (4) 虚偽の申請その他不正の行為により、寄附金の募集及び交付金の交付を受けたとき。事業の認定を受けたとき。
- (5) 前橋市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する暴力団等に該当するとき
- (6) 暴力団等の利益になるとき
- (7) 前各号のほか、市長が交付金を交付する必要があると認めたとき

（寄附活用実績の公表）

第 19 条 交付対象団体は、交付金の活用実績、事業実施状況等を広く情報発信しなければならない。

（個人情報の保護）

第 20 条 交付対象団体は、事業を行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、事業期間中及び事業終了後においても、第三者に当該個人情報を洩らしてはならない。

（経理執行上の留意事項）

第 21 条 交付対象団体は、交付対象事業をほかの事業と明確に区分して経理しなければならない。

（帳簿類の保管）

第 22 条 交付対象団体は、交付対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿および証拠書類

を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月21日から施行する。